
2026年3月2日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 185 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2週間に1回提供しています。

<コンテンツ>

- ◆◆ 今週のひとこと
 - ◆◆ TOPIC
 - ◆◆ 気になる行政の動き—外国人児童生徒の教育についての有識者会議報告骨子案
-

◆◆ 今週のひとこと

■ ニッショー

「ニッショーホール」という名前を耳にして、ふと「ニッショー」とは何を指すのだろうかという疑問に思いました。調べてみると、それは日本消防協会という、消防のプロやボランティア（消防団）を支える団体のことでした。

「消防」と聞いて思い浮かぶのは、近年の大規模な火災、特に山林火災です。昨年2月の岩手県大船渡をはじめ、岡山、長崎、山梨、愛媛、群馬、神奈川など各地で頻発しています。記録的な少雨や乾燥といった気象条件に加え、手入れの行き届かない森林の増加など、人為的な要因も背景にありそうです。

さて、今日3月1日から7日までは「全国火災予防週間」です（3月7日は「消防の日」）。寝たばこへの注意や火災報知器の点検といった住宅防災はもちろん、家の周りに燃えやすいものを置かないなど、延焼しない環境づくりなど屋外環境整備も重点的に呼びかけられています。

山林火災のニュース映像では、ヘリコプターによる空中消火などのプロの活動に目が奪われがちですが、地域に密着して活動する消防団の方々の言葉には、深く心に残るものがあります。地域の安全を守るには、こうした消防団を含む「住民防災力」の向上が欠かせません。私たちを支えてくれる「ニッショー（日本消防協会）」のさらなる活躍を願いつつ、まずは自分たちの足元から火の用心を心がけたいものです。

☆—————☆

◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民間職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

※本誌では、月の初めの号において前々月分の有効求人倍率と失業率を掲載していますが、2026年1月分の公表日が3月3日となったことから、本号では掲載していません。

■ 1 高校教育改革に関するグランドデザインを公表／文科省

文部科学省は、2月13日、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた『N-EXT ハイスクール構想～』」を公表しました。この基本方針では、2040年に向けた高校の姿として、

- －ア) AI に代替されない能力や個性の伸長
- －イ) 国や地域の発展を支える人材育成
- －ウ) 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

の3つの視点を重視した高校教育の充実支援に取り組み、改革の成果として2040年までに以下の目標を達成するものとしています。

(1) 職業教育の高度化・魅力強化：100%の専門高校で、地域の産業界や大学等と連携した実践的な学びを、年間を通じて実施する。

(2) 普通科の在り方の転換：100%の普通科高校において文理横断的な学びに取り組む。

(3) 多様な学びと進路保障：生徒への調査を実施し、学校での学びの成果や実社会とのつながりを感じる肯定的な評価の割合を向上させる。また、高校卒業段階での「進路未決定者の割合」を半減させることを目指す。

<詳しくは>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056_00005.htm

■ 2 新たな教育のスタイルの実施校を令和11年度に開校／東京都

東京都教育委員会高等学校教育課は、2月19日、港区白金地区に「新たな教育のスタイル」の実施校（仮称）を令和11年度に開校する計画を公表しました。この学校で育成する人材像は、「世界に飛び出し、生き抜く人材」「新しい未来を創るイノベーター人材」とし、①自己デザイン、②創造、③協働という3つの教育方針のもと、「新たな教育のスタイル」を体現することとしています。また、この学校独自の「プラチナ・カリキュラム（仮称）」を通じて、自分の「究めたい」を徹底的に学べる環境や、自らの学びを設計し、「AI」と「グローバル・リーダー」の力を結集して最後までやり抜ける学びの仕組み

を構築し、次世代を担う人材の挑戦を後押ししていくとしています。

<詳しくは>

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2026/02/2026021910>

■ 3 2026年3月高校卒業予定者の就職内定率を公表／文科省

文部科学省は、2月10日、「2026年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況調査」の結果を公表しました。これによりますと、2025年10月末時点の就職内定率は76.0%（前年同月比1.3ポイント減）となりました。男女別では、男子76.9%（1.0ポイント減）、女子74.3%（1.9ポイント減）となり、学科別では、看護90.2%、工業88.6%、商業80.9%、情報78.7%、福祉77.6%、水産77.2%、家庭77.2%、農業76.8%、総合学科73.1%、普通科は62.2%の順となっています。

<詳しくは>

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kousotsu/kekka/k_detail/mext_00041.html

■ 4 2027年3月高校卒業者の採用選考期日などを公表／厚労省

厚生労働省は、2月16日、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省による高等学校就職問題検討会議が取りまとめた2027年3月新規高等学校卒業者の採用選考期日等を公表しました。

これによりますと、採用選考期日は次のとおりです。

- －ハローワークによる求人申込書の受付開始・・・6月1日
- －企業による学校への求人申込及び学校訪問開始・・・7月1日
- －学校から企業への生徒の応募書類の提出開始・・・9月5日（沖縄県は8月30日）
- －企業による選考及び採用内定開始・・・9月16日

また、同検討会議には、高卒就職情報WEB提供サービスの公開範囲について、高校は職業選択における生徒の主体性を確保する観点から、生徒に高卒WEBのID等を付与し、生徒と保護者のみ閲覧できるようにするとの考え方が示されました。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/press20260216_job_application_schedule_of_2025

■ 5 博士人材が活躍する社会の実現を提言／産学協議会

国公立大学と経団連の代表者により構成される「博士人材に関する産学協議会合」は、2月10日、報告書「博士人材が活躍する社会の実現に向けて」を取りまとめました。この報告書では、社会課題の複雑化やAI技術の進展の中で、わが国において博士人材の企業での活用が遅れ国際競争力の低下が懸念されている現状を踏まえつつ、2040年に目指すべき社会を示すとともに、5年後の目標として企業の採用・活躍領域の拡大、社会人学生を含む博士号取得者の増加を図るため、次のような取り組みが必要としています。

(1) 産学連携：「有給・長期型インターンシップ」の標準化、共同研究やクロスアポイントメントによる人材交流、小中高生へのキャリア教育など。

(2) 企業：博士の能力に見合った処遇の見直し、研究部門以外の多様なキャリアパス整備、従業員の博士号取得支援やロールモデルの積極的な発信など。

(3) 大学：学部段階からのキャリアパス提示、実践的な大学院教育の改革、博士課程学生が安心して研究に専念できる支援の構築など。

<詳しくは>

<https://www.janu.jp/news/260213/>

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2026/004.html>

■ 6 育成就労制度の運用要領を公表／入管庁・厚労省

出入国在留管理庁及び厚生労働省は、2月20日、「育成就労制度 運用要領」を公表しました。その内容は、次の10章から構成され、ページ数は452ページに及びます。

- －第1章 育成就労制度の趣旨
- －第2章 育成就労制度の概要
- －第3章 育成就労法の目的・定義等
- －第4章 育成就労計画の認定等
- －第5章 監理支援機関の許可等
- －第6章 育成就労外国人の保護
- －第7章 補則
- －第8章 養成講習
- －第9章 違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分

－第10章 罰則

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/applications/nyuukokukanri07_00002.html

■7 永住許可に関するガイドラインの一部を変更／入管庁

出入国在留管理庁は、2月24日、「永住許可に関するガイドライン」の一部変更について公表しました。これによりますと、令和9年4月1日をもって、「永住許可に関するガイドライン」のうち、在留期間「3年」を「最長の在留期間」とみなしていた取扱いを改め、同ガイドライン本文のとおり、各在留資格の最長の在留期間をもって在留していることを要件とします（ただし、令和9年3月31日時点において在留期間「3年」を有する者からの永住許可申請については、当該在留期間内に処分を受ける場合においては、その初回に限り、同ガイドライン1（3）ウ「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする）とのことです。

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/eizyuu_00001.html

☆—————☆

◆◆ 気になる行政の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「行政の動き」として、外国人児童生徒の教育について見ていくこととします。

■ 外国人児童生徒の教育についての有識者会議報告骨子案

文部科学省は、2月20日、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議に「報告書骨子（案）」を提出しました。本報告書は、急増する外国人児童生徒等に対する教育課題を整理し、共生社会の実現に向けた4つの柱からなる今後の施策の方向性を示しています。その概要は、次のとおりです。

〔概要〕

1. 背景と基本的な考え方

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、令和5年時点で約6.9万人と過去10年

で約 1.9 倍に急増。このうち、約 1 割の子供が特別な指導を受けられていないこと、中高生は低い進学率・高い中途退学率にあること、さらには約 8 千人の外国籍の子供が不就学等の状態にあることが深刻な課題となっている。このような状況の中で、多様性を「長所・強み」と捉え、子供の可能性を引き出す「ストレングス・アプローチ」へと転換し、地域に関わらず ICT や生成 AI も活用して等しく質の高い教育を保障することが求められている。

2. 各論

(1) 指導内容の深化・充実

現状の日本語指導は、語彙や文法といった表面的な「言葉の指導」に偏りがちであり、教員の経験によって質に差が生じている。これを是正するため、学校教育法施行規則等を改正し、単なる語学指導ではなく「資質・能力を育成するための日本語指導」として再定義し、学習指導要領への記載充実も検討する。また、初めて担当する教員でも体系的な指導ができるよう、やさしい日本語の活用やデジタル技術の効果的活用などを盛り込んだ「日本語指導のガイドライン（仮称）」を作成し、多様性を包摂する学校づくりを推進する。

(2) 指導体制の確保・充実

特定の教員に依存せず、在籍学級担任や教科担任、外部人材などが連携する指導体制の構築が求められる。体制が不十分な地域には「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を派遣し、国による財政支援を重点的に行う。また、学校教育法施行規則等を改正して「日本語指導補助者」や「母語支援員」を法的に位置付けるとともに、特別非常勤講師制度による登録日本語教員の活用を検討する。同時に、日本語指導担当教員の専門性が評価されるキャリアパスの整備を進める。

(3) 教師等の指導力の向上

専門人材の確保とすべての教員の指導力向上が課題。大学の教職課程において、すべての教員志望学生が外国人児童生徒教育について学べるよう検討する。採用面では、専門性を考慮した試験の一部免除や特別選考を引き続き促進し、採用後の適切な配置を行う。さらに、各教員の役割に応じた研修内容を提示し、初めて日本語指導を担当する教師向けの研修パッケージの作成や、教員研修プラットフォーム「Plant」を活用した自治体研修を充実させる。

(4) 就学・進学・就職機会の確保

初期適応の課題や低い進学率、不就学又は就学状況が不明といった課題への対応について、まず、入学当初の対応として「プレクラス等初期指導・支援」を推進し、日本語指導のガイドライン（仮称）等で指導内容や要件を提示する。進学面では、高校入試での「特別定員枠」の設定や受検時の配慮を自治体に依頼するとともに、高校教員のスキルアップを図る。就職・キャリア教育においては、長期的な視点で関係機関と繋ぐコーディネーターの配置を推

進する。就学促進については、国の補助事業により不就学児童生徒への就学案内等の取組を促進する。

<詳しくは>

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/196/siryu/1418919_00011.html

☆—————☆

◆◆ 《「厚労省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2026年2月18日発行 人事労務マガジン／特集第242号 ■

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001654665.pdf>

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

☆—————☆

..... 民紹協からのお知らせ

1. 職業紹介責任者講習

職業紹介責任者の方のもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型（リアル開催）】

◇東京：3/24（火）、4/8（水）、4/20（月）、4/27（月）

◇大阪：3/13（金）、4/15（水）

◇愛知：3/18（金）

◇香川：4/10（金）

◇福岡：4/24（金）

【オンライン】

3/16 (金)、3/26 (木)、3/30 (月)、4/2 (木)、4/6 (月)、4/13 (月)、4/17 (金)
4/22 (金)、4/28 (火)

2. 職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

【基本編】

令和8年3月11日（水）14：00～17：00 Zoom

「新・紹介担当者のための求人票セミナー」

令和8年5月27日（水）14：00～17：00 Zoom

「紹介担当者のための労働基準法+求人・採用関係法セミナー」

令和8年5月29日（金）14：00～17：00 Zoom

「外国人材の職業紹介事業スタートアップセミナー」

令和8年6月11日（木）14：00～17：00 Zoom

「職業紹介スタートアップ支援セミナー」

令和8年7月24日（金）14：00～17：00 Zoom

【応用編】

令和8年3月13日（金）9：30～17：00 Zoom

「よくわかるホワイトカラーの職業紹介実務」

令和8年3月19日（木）13：00～17：00 Zoom

「外国人材の職業紹介セミナー」

令和8年5月22日（金）14：00～17：00 Zoom

「行政機関による定期指導・調査の実務」

令和8年6月5日（金）9：30～17：00 Zoom

「求職者を採用につなげるスキルアップセミナー」

令和8年8月28日（金）13：00～17：00

「職業紹介事業実務力アップセミナー」

